			11.7-12.7GHz（付録第30号の第６条参照） 12.5-12.7GHz（第二地域及び第三地域におけるものと同様の第5.494号及び第5.496号での地上業務、又は第三地域におけるBSS分配に係る、第一地域におけるFSS（地球から宇宙）での送信地球局） 12.7-12.75GHz（第二地域及び第三地域におけるものと同様の第5.494号及び第5.496号での地上業務、又は第三地域におけるBSS分配に係る第一地域及び第二地域におけるFSS（地球から宇宙）での送信地球局） 17.7-17.8GHz（第二地域におけるBSS分配に係る３地域全てにおける地上業務） 17.3-17.8GHz（第二地域におけるBSS分配に係るFSS（地球から宇宙）での送信地球局）（付録第30A号の第４条参照） 40.5-42.5GHz 74-76GHz		

改　　第１附属書

1　同一周波数帯における移動衛星業務（MSS）（宇宙から地球）と地上業務との間の共用、非静止軌道（non-GSO）の移動衛星業務（MSS）フィーダリンク（宇宙から地球）と地上業務との間の共用及び無線測位衛星業務（RDSS）（宇宙から地球）と地上業務との間のための調整しきい値

改　1.2　1GHz以上3GHz未満

1.2.1　目的

一般的に、地表面電力束密度のしきい値は移動衛星業務（宇宙から地球）の宇宙局と地上業務との調整及び無線測位衛星業務（宇宙から地球）の宇宙局と地上業務との調整の必要性を決めるために用いられていたが、デジタル固定業務局と非静止衛星軌道の移動衛星業務の宇宙局との共用を確立するために、品質劣化率（FDP）の考え方が採用された。この考え方は、この附属書に書かれている新しい方法を含む。

この新しい考え方の結果、移動衛星業務（宇宙から地球）の宇宙局と地上業務との調整の必要性は次の２つの方法を用いて決められる。

－　単純な方法：品質劣化率（移動衛星業務システムの簡単な定義及び基準固定業務局の特性を入力として用いる）又は地表面電力束密度のしきい値

－　より詳細な方法：例えばITU-R勧告M.1143の第１附属書に記述するシステムに特化した方法（SSM）（移動衛星業務システムの詳細な特性及び基準固定業務局の特性を入力として用いる。）

２つの方法のうちの１つの方法を用いた結果が、双方の方法の関係基準値を超えない場合は、調整は不要である。

主管庁が１つの方法しか使えない場合は、その方法による結果が配慮されなければならない。

改　1.2.3　移動衛星業務及び無線測位衛星業務の宇宙局（宇宙から地球）と地上局との調整の必要性の決定

改　1.2.3.1　1-3GHz帯の同一周波数を共用する移動衛星業務及び無線測位衛星業務の宇宙局（宇宙から地球）と他の地上業務の調整の必要性を決める方法

移動衛星業務及び無線測位衛星業務の送信宇宙局への割当てと地上業務との調整は、地表面電力束密度（pfd）又は固定業務局の品質劣化率が表中のしきい値を超えない場合は必要でない。

改　1.2.3.2　非静止軌道（non-GSO）の移動衛星業務（MSS）（宇宙から地球）システムと固定業務システムとの詳細な調整の必要性を決定するのに用いられるシステムに特化した方法（SSM）

システムに特化した方法（SSM）の目的は、移動衛星業務を行う非静止軌道の移動衛星業務宇宙局（宇宙から地球）の割当てと影響を受ける可能性のある主管庁の固定業務通信網の受信局の割当てとの調整の必要性を詳細に判断することを可能にすることにある。SSMは、移動業務を行う非静止軌道の移動衛星業務システムにおける特定の特性と、基準固定業務の特性を配慮している。

移動衛星業務を行う非静止軌道の移動衛星業務の通信網と固定業務システムとの調整の必要性を確立しようとする主管庁は、ITU-R勧告M.1143を用いることが勧められる。ITU-RにおいてITU-R勧告M.1143に記された方法の使用を促進するために緊急に追加の作業が行われる間、主管庁はこのSSMを適用することで調整を行うことができる。